

四條畷市農業委員會議事録

開催 令和7年9月10日

四條畷市農業委員会議事録

令和7年9月10日(水)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会長	中西 久雄
委員	丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、 岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一、小林 克重、西尾 秀文、 片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

村上 治

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局主査	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第82号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第83号]	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
日程第3 [議案第84号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長 午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
欠席者は村上治委員です。
本日の議事録署名者には、土井 一憲委員と久門 廣美委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願ひします。

日程第1 議案第82号

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長	議案第82号につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局主査	それでは、ご説明いたします。
	農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されると譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
	大字下田原130-1他7筆は飯盛霊園の東側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。
	被設定人は現在会社員であり、大阪府外にて単身赴任をしておりますが、来年退職を予定しており、帰阪する予定です。ほ場整備の工事終了後、本格的に営農を行う予定しております。農業経験は30年であり、農業経験は十分に有しております、水稻の耕作予定です。当該申請地は現在、申請者の母と持分1/2ずつの共有名義となっておりますが、申請者の母が高齢となり営農が難しいことから、申請者の母の持分の所有権を申請者へ移転するものです。
	スクリーンのとおり、現在草が生い茂っている状況ですが、今年秋からほ場整備の工事着工を予定している点、申請者が整備後の申請地の耕作予定者となっている点等を勘案し、耕作等の事業を行う者と判断しております。
	なお、8月15日(金)午後4時00分から地区農業委員の丸石会長代理と片下委員と現地立会い調査を行いました。
	事務局からの説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
土井委員	これは、贈与ですか。
事務局主査	はい、贈与となります。
議長	他にございませんか。
全委員	なし。
議長	ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2 議案第83号

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長	議案第83号につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局主査	農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畠を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
	市街化区域では農業委員会への届出になりますが、今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。
	番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。
	大字逢阪770-3、771-2は阪神畜産の北側付近です。現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は落石対策事業用地です。

今年2月の定例総会議案第62号で取り上げた案件の再申請となります。申請地は令和5年に台風が発生した際、譲受人が所有する隣接地から落石があり、除去後も当該隣接地の法面に露出している石があつたため、今後も申請地への落石が予測されたことから、申請地への侵入を防止するためフェンスを設置し、維持管理として土地を取得するものです。雨水などは敷地内へ側溝を敷設し、隣接する水路へ放流します。

鋼製フェンス約61m、側溝約54mの設置となります。

今回の申請は、農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と考えられます。

前回申請時との変更点といたしましては、面積が500m²から396m²に変更、フェンス・側溝の敷設がそれぞれ70mから61m、65mから54mへと変更しております。当初、500m²の買取としておりましたが、用地測量を進めていく過程で、フェンス敷設箇所等を確認したところ、耕作地として残る部分が所有者の想定より過少であったことから、所有者と申請者にて協議した結果、買取面積を下方修正することで合意し、取下げしました。今回、登記も完了したことから、再度申請があつたものです。

なお、9月2日午後1時30分から地区農業委員の久門委員と現地立会い調査を行いました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

守口市が山の土地を持っていて、その法面からの落石を防止するための工事ということですね。

そのとおりです。

この法面が倒壊することはよく起るのか。

事務局主査

件数が多いというほどの認識はしていないが、令和5年の台風の際、またその前にも落石があったと聞き及んでいます。また、私も現地確認しましたところ、法面に露出している岩が何カ所かあったので、雨風によってその岩が落石する可能性は大いにあり得ると思われます。

林委員

ここは急な法面になっているのか。

事務局主査

勾配は比較的急であると思います。登ったりするのは非常に大変な勾配であります。

土井委員

これは地積更生を行ったのか。登記簿の面積を変えたのか。

事務局主査

本件は、買い取る部分を分筆しております。

土井委員

それであれば、所有者のところに30坪程度残る話ということですか。スクリーンの水稻している部分も買い取ったということでおいか。

事務局主査

スクリーン上の写真が見にくくて申し訳ございません。今回買い取る部分は写真上、影になっている奥の部分のみとなります。手前に水稻が映っている場所は所有者の所有のままとなります。

久門委員

人々、昔は3枚ぐらいかな?の段々となっている田んぼでした。守口市との境界も山の法面になります。そこまで田んぼだったが、昔の川の工事により、1枚の田んぼにしたという経緯があります。勾配もきついので、何回か石も川に落ちてる。下は田んぼやから石が落ちたら危ないので、今回守口市が買い取ったという経緯です。

林委員

これはフェンスをするだけの工事か。ブロックとかを積んだりはしないのか。ブロックとかは積まずに、落石したあとに少し転がって止まる場所にフェンスを設置して止めるようにしています。

事務局主査

他に質問はござりますか。

議長

なし。

全委員

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3 議案第84号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長 議案第84号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局主査 それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畠の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。

この案件につきましては、中西会長が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますので、一時ご退席いただきます。この議案のこれから進行は丸石会長代理にお願いします。

砂3丁目486他3筆は交野支援学校四條畷校の東側付近で、現況は、スクリーンのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長代理 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか

全委員 なし。

議長代理 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

議長 以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこれをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 議 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記